

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 JMDNコード：70907000

販売名：ポーセニイハイドン

*【形状、構造及び原理等】

〈外観図〉

図-1



- ①本品は、歯科用研磨器材である。
- ②本品の形状は、図-1のとおりである。
- ③本品は酸化アルミニウムを主成分とする青色系固形物である

*【使用目的又は効果】

本品は補綴物等の研磨に用いる器材として用いる。

*【使用方法等】

- ①市販の研削・研磨器材から適切なものを選択する。
- ②補綴物等の中間研磨、最終研磨及び艶出しのほか卑金属系補綴物の艶出しの各段階において、市販の研削・研磨器材の使用時に、本品を研磨材として適時併用する。

〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

①使用前

- ・外観、形状に異常がないか必ず確認すること。

②使用中

- ・歯科治療以外の目的で使用しないこと。
- ・本品を使用する際は、目の損傷を防ぐため保護眼鏡を着用すること。万一目に入った場合は、ただちに大量の流水で洗眼し、医師の診断を受けること。
- ・本品が含有する酸化アルミニウムを長期にわたって吸入すると肺が損傷される可能性があるため、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置或いは防塵マスクなどを適宜使用すること。

*【使用上の注意】

- ①本品は、歯科医療有資格者以外は使用しない事。
- ②本品の使用により、発疹、皮膚炎などの症状が術者に現れた場合は使用を中止し医師の診断を受けること。

*【保管方法及び有効期限等】

直射日光、高温多湿の場所を避けて保管する。
ただし、有効期間は定めない。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- ①製造販売業者 株式会社東京歯材社
- ②電 話 03-3823-7501
- ③製造業者 株式会社東京歯材社